

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第18号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p>【関係法令】 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和43年三田市条例第16号) 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成21年三田市条例第25号) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和35年三田市条例第30号) 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則 (昭和36年三田市規則第2号) 三田市職員の時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給等に関する規則(平成6年三田市規則第7号)</p> <p>【趣 旨】 日曜日の週休日を起算とした同一週外へ勤務日を振替えた場合における職員の時間外勤務手当の支給について、所要の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】 日曜日の週休日を起算とした一週間において、同一週を超える勤務の振替等を行った場合は、勤務1時間当たりの給与額の25%を支給割合として時間外勤務手当を支給する(支給割合については、三田市職員の時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給等に関する規則第2条を改正して規定)。 なお、同一週内における勤務の振替等を行った場合は、振替後の勤務時間も法定労働時間内となるため、時間外勤務手当の支給は不要。</p> <p>【施行期日】 平成31年4月1日</p>